

酒気帯び運転を行った職員の処分について

「能登町職員の懲戒処分の公表基準」に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表します。

記

1 事案の内容

公立宇出津総合病院看護師は、令和7年3月20日午前2時ごろ、能登町内の飲食店で飲酒后、自動車を運転し、同町内で自損事故をおこしました。その後、警察により、基準を上回る呼気中アルコール濃度（酒気帯び運転）が検知されました。

2 被処分者及び処分等内容

(1) 酒気帯び運転を行った職員

公立宇出津総合病院 看護師 29歳 男性

懲戒（停職2か月） 地方公務員法第29条第1項第1号、第3号

(2) 管理監督責任を問う職員

ア 事案当時の公立宇出津総合病院 総看護師長 63歳 女性

懲戒（戒告） 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号

イ 事案当時の公立宇出津総合病院事務局 局長 60歳 男性

厳重注意

3 処分日

令和7年10月1日